



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

情報アクセシビリティ推進に関する政策動向と 総務省の取組

総務省 情報流通行政局
情報活用支援室

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

○ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。

しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から**情報**を取得できなかつたり、**ウェブ上で手続きができないという問題**が発生し、**社会生活**で多大な不利益が発生したり、**災害時**等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

- 障害者については、**障害者権利条約**（2014年に批准）において、「**障害者が情報通信（インターネットを含む）を利用する機会を有することを確保するための適切な措置を講じ、それを妨げる障壁を撤廃すること**」（条約第9条）との規定。
- これに関連し国内法（**障害者基本法、障害者差別解消法**等）で公的機関の責務を明記。
 - 国及び地方公共団体は、（中略）**行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない**（障害者基本法第22条）。
 - 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、**自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない**（障害者差別解消法第5条）。

障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）

通称：障害者権利条約

2006年12月13日国連総会 採択、2008年5月3日発効。日本では2007年9月28日署名、2014年1月20日批准書寄託、同年2月19日効力発生。

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している条約

- 例 ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止
- ・障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ・条約の実施を監視する枠組みを設置 等

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 **締約国は、**障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、**情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）**並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービス**を利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。**この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) **情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）**

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

（略）

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) **障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。**

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

（地域社会における共生等）

第三条 （前略）次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 三 **全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。**

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 **国及び地方公共団体は、**第一条に規定する社会の実現を図るため、**前三条に定める基本原則**（以下「基本原則」という。）**にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。**

（障害者基本計画等）

第十一条 **政府は、**障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。**

- 2 **都道府県は、**障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 **市町村は、**障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条

- 2 **国及び地方公共団体は、**（中略）、**行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。**

障害者基本計画（第5次）

「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画」に即して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組む。

基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の参加を制約する社会的障壁を除去する。

令和5年3月に第5次障害者基本計画が閣議決定（令和9年度までの5年間を対象）

障害者基本計画(第5次) 本文（該当箇所抜粋）

Ⅱ 基本的な考え方 4. 各分野に共通する横断的視点（2）共生社会の実現に資する取組の推進

（略）近年、画像認識、音声認識、文字認識等のA I 技術が進展し、自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となっている。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴があり、社会的障壁の除去の観点から、障害者の移動の支援や情報の提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進する。（中略）なお、新たな技術を用いた機器やサービスの利活用に当たっては、当該機器・サービスが新たな社会的障壁となる可能性があることにも留意することとする。（略）

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

（前略）障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する。（略）

（4）行政情報のアクセシビリティの向上

○各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、最新のウェブアクセシビリティ規格を踏まえ、必要な対応を行う。また、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」について必要な見直しを行うこと等により、公的機関等におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。〔2-(4)-2〕

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法 平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

この法律では、行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人）や民間事業者に対して、**「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」**を求めています。

○「合理的配慮の提供」とは

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる**社会的な障壁を取り除く**ため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して**個別の状況に応じた措置**を講じること。

【例】 車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

令和3年5月 同法改正により、これまで公的機関のみ義務としていた障害者への合理的配慮について、**民間企業においても義務化**（令和6年4月1日から施行）。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※ ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 
		 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。

また、法律では、行政機関等及び事業者に対して、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要となる「環境の整備」に努めることを求めています。

○「合理的配慮の提供」（法律第七条、第八条）と「環境の整備」（法律第5条）の関係

「合理的配慮」は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、

「環境の整備」は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置。

例．車いすの方が段差のある場所を移動する際に手助けすることが「合理的配慮の提供」、スロープを設置し段差を解消することが「環境の整備」
ホームページ掲載情報が音声読み上げソフトで読み上げることができないと問合せがあった場合、問合せ者に音声読み上げソフトで読み上げることが可能なテキストファイル等を提供することが「合理的配慮の提供」、音声読み上げソフトで読み上げ可能になるようにホームページを修正することが「環境の整備」

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることから、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」の施策について連携して進めることが重要である。

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、**環境の整備**として位置づけられており、行政機関等及び事業者は、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

■運用ガイドラインで求められる取組の全体像 []は該当する章

○みんなの公共サイト運用ガイドラインとは

- ・ 公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際、具体的にどのように取り組めばよいか参照できるように作成された手順書
- ・ 達成すべき内容は国内規格である「JIS X 8341-3」に準拠して設定されている

○ガイドラインの対象

公的機関(国、地方公共団体等)のウェブサイト担当者

※特に公的機関のホームページやウェブシステムの運営を所管する部署及びその職員

○ガイドラインの概要

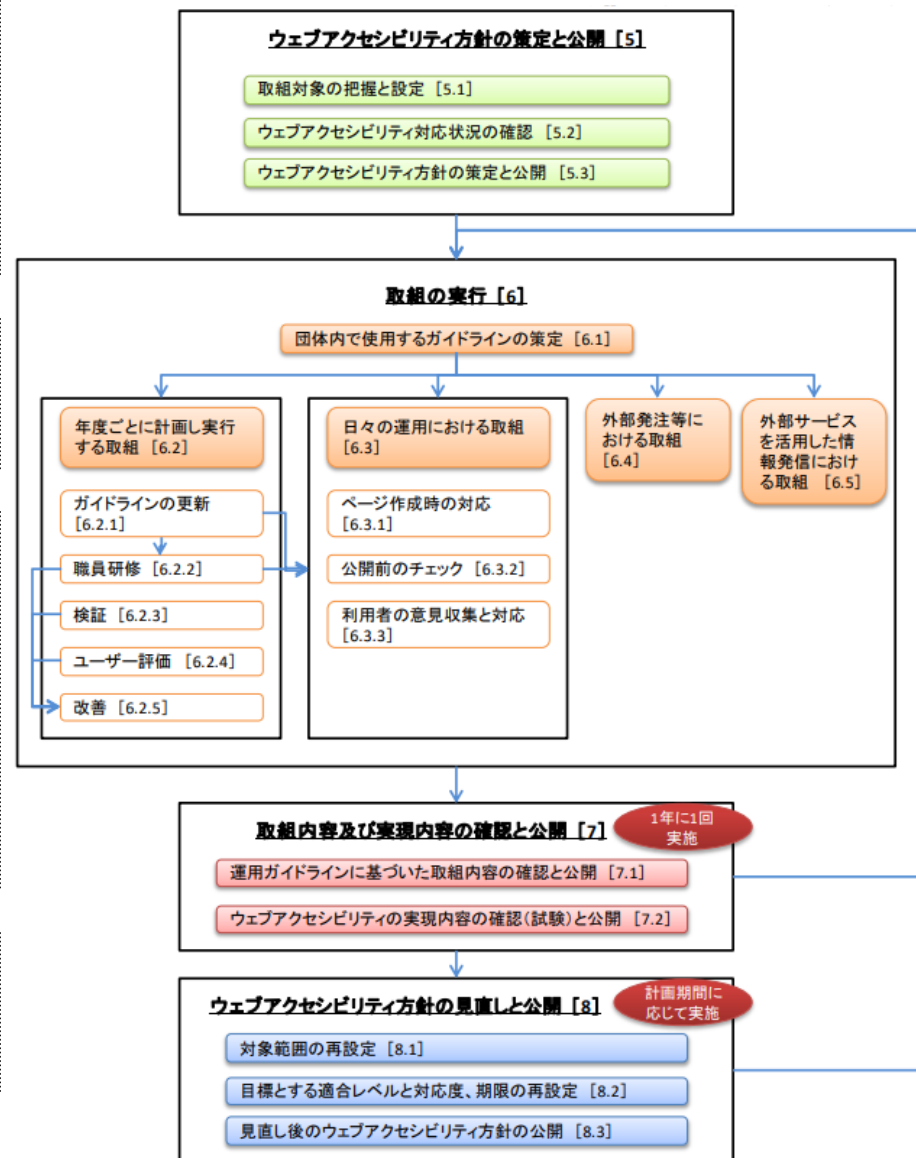
本ガイドラインにおいては、

- ①ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開
- ②取組の実行
- ③取組内容及び実現内容の確認と公開
- ④ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開

について、段階的かつ継続的に取組を進めることとしている。

○総務省の取組

現在は、このガイドラインに係る説明会を実施し、公的機関におけるウェブサイトのアクセシビリティ向上の普及啓発を推進。



令和6年度に実施した取組については以下の通り。

令和7年度も、公的機関のウェブアクセシビリティ対応の促進に係る取組を推進していく予定。

○公的機関ホームページのJIS規格対応状況調査

- ・公的機関のホームページを対象に、JIS規格への対応状況について機械的に調査
- ・令和6年度は、都道府県、特別区、市を対象として実施
- ・適合レベルA及びAAに問題のあるページの割合は調査対象としたページの35.0%
(令和4年度は30.5%)

○みんなの公共サイト運用ガイドライン講習会

- ・ガイドラインに沿った取組を支援するため、例年講習会を開催
- ・ウェブアクセシビリティの基礎知識について説明した基礎編と実践的な応用編の2回に分けて実施
- ・講習会の録画と資料は総務省HP・[情報アクセシビリティポータルサイト](#)に掲載予定

○ウェブアクセシビリティに関する周知啓発資料の郵送

- ・ウェブアクセシビリティに係る取組について説明した啓発資料を書く公的機関宛てに郵送
- ・啓発資料については、総務省HP・[情報アクセシビリティポータルサイト](#)にも掲載